

第2次 ながおか男女共同参画 基本計画

改訂版

【概要版】



今10才。
大人になった時、
どんな社会に
なっているのかな。

今30才。
子育てや介護をしながら
働きやすい社会に
なっているかな。

今60才。
家庭でも、地域でも
元気に活躍して
いたいな。

長岡市



「男女共同参画社会」ってなに？

男性も女性も平等で、自分の思いや持てる力を十分に発揮できる社会のことです。

こんな社会をめざしています。

職場では

ライフステージに応じた多様な働き方が選択でき、仕事と家庭・地域活動の両立が可能な働きやすい職場環境をみんなでつくります。

家庭では

家族全員が協力して家事、子育て、介護の負担や喜びを分かち合い、家族のパートナーシップをさらに強めます。

地域では

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、地域のコミュニティづくりや防災活動に主体的に参画します。

仕事、家庭生活、地域活動など社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず、自分らしい生き方を選択し、責任を担う社会



長岡市では、こうした社会をつくるための基本となる【男女共同参画社会基本条例】を平成22年12月に定め、市民や事業者、市のそれぞれの立場で果たすべき役割や取り組みの方向を明らかにしました。

市 民

社会のあらゆる分野に主体的、積極的に参画しましょう。
市が実施する施策に協力しましょう。

事業者

事業活動を行うにあたり、男女共同参画を推進する職場環境を整備しましょう。
市が実施する施策に協力しましょう。

市

男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施していきます。
実施にあたっては、市民及び事業者と協働して **取り組み**、国及び県等との連携により推進します。

条例に基づいて男女共同参画審議会と苦情処理制度が始まりました。

長岡市男女共同参画審議会

男女共同参画を進めるための計画や大事な事項を検討する市長の諮問機関です。男女共同参画に関する苦情は、この審議会では調査・審議し、対応策を市に求めます。

苦情処理制度

男女共同参画のまちづくりの観点から、市の施策に苦情を申し出ることができます。苦情は、男女共同参画審議会では調査・審議され、市は改善に努めます。



※「参画」とは、事業・政策などの計画に加わることです。



「第2次ながおか男女共同参画基本計画」って、 どんな計画？

条例に基づいて、家庭・地域・学校・職場などの社会のあらゆる分野における施策や、市民と事業者との協働の取り組みを総合的に進めていくための計画です。

長岡市の男女共同参画のまちづくりの「設計図」にあたるものです。

■基本目標

基本目標1	男女平等の実現に向けた社会環境を整備する
基本目標2	あらゆる分野における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及を図る
基本目標3	配偶者などからの暴力を根絶する
基本目標4	男女共同参画の推進体制を充実する

■計画の期間

平成24年4月から平成34年3月までの10年間とします。なお、計画の推進状況や社会経済情勢の変化などを考慮し、必要に応じて見直しを行います。

■計画の位置づけ

この計画は、条例第10条に基づく基本計画であり、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する市町村の基本的な計画です。国や新潟県の計画を踏まえ、本市の特性を十分に考慮して策定しました。

また、本市の総合計画である「長岡市総合計画」の部門計画であり、「長岡市人権教育・啓発推進計画」などの関連する部門計画と整合性を図りながら推進します。

■指 標

指 標

策定時

平成23年度

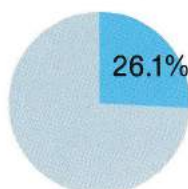
現状値

平成28年度

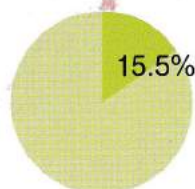
目標値

平成33年度

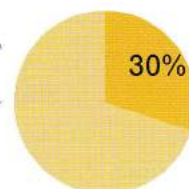
男女が平等であると思う人の割合



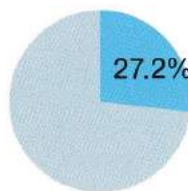
(出典:総合計画まちづくりアンケート)



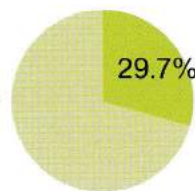
(出典:市民意識調査)



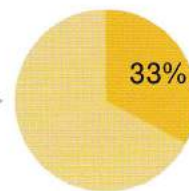
政策方針決定(審議会・委員会等)への女性の参画割合



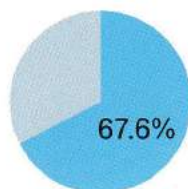
(出典:男女平等推進センター調査)



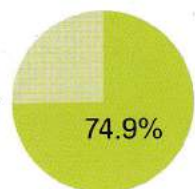
(出典:男女共同参画推進室調査)



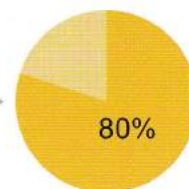
固定的な性別役割分担意識に否定的な人の割合



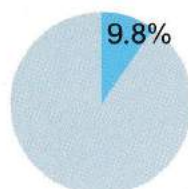
(出典:市民意識調査)



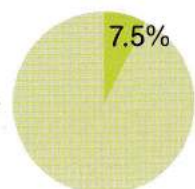
(出典:市民意識調査)



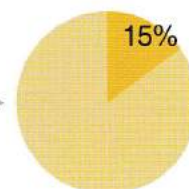
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現している人の割合



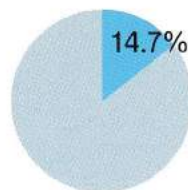
(出典:市民意識調査)



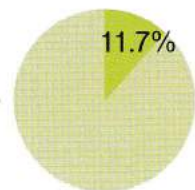
(出典:市民意識調査)



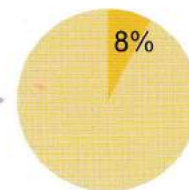
DV相談窓口を知らない人の割合



(出典:市民意識調査)



(出典:市民意識調査)



■体 系

基本目標

推進方向

主要施策

I 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する	①男女平等の意識啓発 ②男女平等教育の推進 ③政策・方針、意思決定の場への女性の参画推進 ④男女の生涯を通じた健康支援 ⑤貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備	1 社会制度・慣行の見直しと意識啓発 2 学校などにおける男女平等教育の推進 3 審議会などへの女性の参画推進 4 企業・団体などでの女性の参画推進 5 農林水産業・商工業の分野での女性の参画推進 6 防災活動への女性の参画推進 7 男女の生涯を通じた健康支援 8 貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備
★ II あらゆる分野における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及を図る	⑥働く場における男女共同参画の推進 ⑦家庭における男女共同参画の推進 ⑧地域における男女共同参画の推進 ⑨多様な生き方への支援	9 市民・事業者への広報・啓発 10 働きやすい職場環境づくり 11 女性の就業支援 12 地域・社会活動での男女共同参画推進 13 子育て支援体制の整備・充実 14 介護支援体制の整備・充実
★ III 配偶者などからの暴力を根絶する【配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画】	⑩配偶者などからの暴力の防止と被害者支援	15 あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発 16 相談・保護体制の充実 17 自立のための支援の充実 18 関係機関や民間支援団体との連携強化
IV 男女共同参画の推進体制を充実する	⑪市民協働の確立	19 庁内推進体制の充実 20 市民との連携・協働 21 国・県などとの連携・協働
女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画		主要施策4・5・8・9・10・11・13・14に掲げる各事業で構成

★重点的に取り組む施策

この計画は、法律に基づく次の2つの計画と一体的に策定しています。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（女性活躍推進計画）」

女性活躍推進法は、職業生活の分野における男女共同参画を重点的に推進するために施行された法律で、地方公共団体に女性活躍推進計画の策定を求めています。

長時間労働をはじめとするこれまでの労働慣行を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及や働き方改革を推進することで、子育てや介護と仕事の両立、女性の就業などを支援します。

主な取り組み

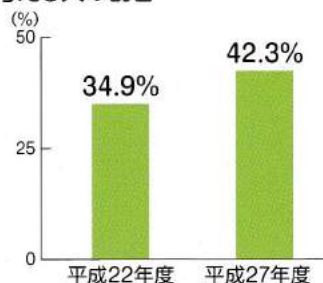
企業の働きやすい職場環境づくりへの取り組みに対する支援

女性の就業支援

子育て・介護支援体制の整備・充実

仕事と家庭の両立等働き方についての相談窓口の充実

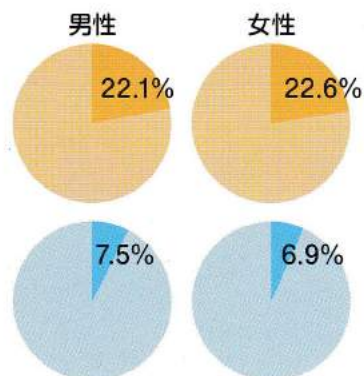
女性の生き方・働き方の理想
「結婚し、出産後も働き続ける」と考える人の割合



(出典：市民意識調査)

「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに充実したい人の割合

実際に充実している人の割合



(出典：市民意識調査)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「配偶者などからの暴力防止及び被害者支援基本計画」

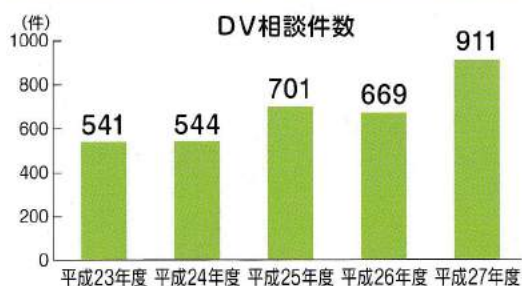
主な取り組み

DV防止の意識啓発や相談窓口の周知

配偶者暴力相談支援センターの運営

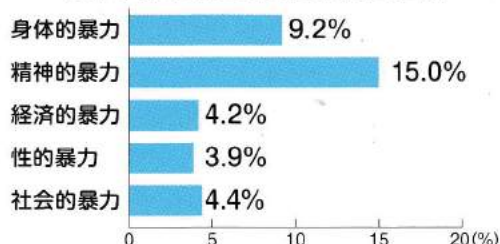
被害者の自立のための支援の充実

関係機関と連携した相談・支援



(出典：男女共同参画推進室調べ)

配偶者・恋人から暴力を受けた経験



(出典：市民意識調査)

男女平等推進センター ウィルながおか

条例で男女共同参画の推進施策を実施するための拠点として位置づけています。

相談

夫婦・家族間の人間関係などの悩みについての相談を受け、解決の方法を一緒に考えます。

相談専用電話番号

(0258)39-9357

※予約優先です。

月～土曜日／10:00～16:30



学習研修

女性の自立や社会参加を促進し、エンパワーメントのための各種講座を開催します。



情報収集提供

男女共同参画についての情報や図書・資料を収集、整理し、わかりやすい形で提供します。



ウィルながおか

は

こんなことをしています

活動・交流支援

グループ・団体の活動をサポートし、交流の場を提供します。また、ネットワークづくりを支援します。



調査・研究

男女共同参画に関するさまざまな課題について、調査・研究・分析を行い、その結果を市民活動や関連行政施策につなげます。



※ウィル(will)とは、英語で「意思・決意」という意味で、「男女共同参画社会の実現に向けて、強い意思を持った活動拠点となるように」との願いがこめられています。

第2次ながおか男女共同参画基本計画【概要版】

長岡市市民部市民活動推進課 男女共同参画推進室

〒940-0062 新潟県長岡市大手通2-2-6

電話 0258-39-2746 FAX 0258-39-2747

Eメール will@city.nagaoka.lg.jp

ホームページ www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate14/danjoyo/